

令和3年度 生涯現役促進地域連携事業

高齢者向け合同説明会開催等（合同説明会、事業者セミナー開催及び情報誌作成）業務委託仕様書

1 事業目的

少子・高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者（55歳以上の者）が知識・経験や能力を生かし、年齢に関わりなく働くことができる「生涯現役社会」の実現が求められている。

高齢者をはじめとする多様な人材活用の推進を図ることを支援するため、高齢者と事業者とのマッチングを図る職業体験付き合同説明会や、人材確保が課題となっている事業者が高齢者の雇用のノウハウを学ぶセミナーの開催を実施する。

また、高齢者の就労意欲を喚起し、就職活動を支援するため、高齢者を受け入れている企業の紹介、実際に就業している高齢者へのインタビュー記事などを掲載した情報誌を作成して配布する。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 本業務の達成目標

(1) 合同説明会

来場者数：150人以上

来場者の就業者数：20人以上

来場者の満足度：来場者へのアンケート調査による満足度90%以上

※なお、就業者数の目標は、職業体験付き合同説明会における就業者数に限定するものではなく、追跡調査等により、就業したことを把握したすべての高齢者の人数とする。

(2) 事業者セミナー

参加事業者数：15者以上

参加事業者の満足度：参加事業者へのアンケート調査による満足度90%以上

4 業務内容

(1) 職業体験付き合同説明会の実施

①来場対象者

就業に関心のある高齢者

②内容

事業者の情報発信や高齢者の職業体験の機会を設けることで、事業者の魅力を高齢者に伝えるとともに、仕事の体験を行うことで参加した高齢者の不安を払拭し、就業につなげる職業体験付き合同説明会を開催する。

なお、実施にあたっては以下の点に留意すること。

- ・高年齢者の就業にあたっての不安を払拭する内容の職業体験ができるような合同説明会とすること。
- ・各事業者の情報提供や職業体験ができるよう小間割りし、ブースを設置すること。なお、高年齢者が職業体験をできるように各出展事業者と調整すること。

③実施時期

企画提案者が提案すること。

※実施時期の根拠や来場者及び参加事業者の募集に係るロードマップを示すこと。

④実施回数

1回

⑤会場

企画提案者が提案すること。なお、仙台駅周辺など、市内中心部の利便性の高い会場を提案すること。

※会場については、受託者の責任と負担において確保すること。

⑥出展事業者数等

- ・40者程度の事業者が出展できるブースを設けること。
- ・上記の他、本協議会や仙台市の関係機関のブースを3ブース程度確保すること。
- ・出展事業者は、人手不足が顕著で高年齢者の就労に適合すると思われる業種（商業（卸売業・小売業）及び関連サービス業（宿泊業・飲食サービス業）、介護・福祉、IT・情報産業、その他市内中小事業者等）とし、公募等により出展事業者を集めること。なお、1つの業種に偏ることがなく、様々な業種が体験できるよう努めること。

⑦参加料

- ・来場者及び出展事業者の参加料は、いずれも無料とすること。

⑧運営

- ・開催規模に合わせて運営スタッフを配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。
- ・準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。
- ・来場者の円滑な来場を実現するため、誘導員の配置、待機スペースの確保など必要な混雑防止対策を講じること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、検温及び入場者数の管理、パーティションの配置、ソーシャルディスタンスの確保、衛生用品の設置など必要な措置を講じること。

⑨上記に付帯する業務

ア 印刷物（冊子）の配布

来場者が、出展事業者の情報や会場のレイアウトを理解することができる冊子を作成し、開催日当日に配布すること。

イ 来場者アンケート

来場者及び出展事業者に対してアンケート調査を行うこと。アンケート調査の内容については、本協議会と協議のうえ決定する。

また、以下の項目ごとに統計を取り、グラフ等を含めた形で本協議会に報告すること。

- ・時間帯別来場者数
- ・来場者の居住区、年代、性別構成
- ・職業体験付き合同説明会の満足度

- ・来場者の希望職種・業界（年代、性別ごと）
- ・希望雇用形態（年代、性別ごと）
- ・就職活動期間（年代、性別ごと）
- ・当日の説明会参加人数（事業者ごと）

ウ 出展事業者に対する追跡調査

出展事業者に対して、イベント実施後から事業終了までに、1回以上追跡調査を行うこと。

調査内容は、高年齢者の採用数など本事業の目標の達成度をはかることができるものとする。

エ 来場者に対する追跡調査のためのリスト作成

本協議会が来場者に対する追跡調査を行うため、来場者の氏名・連絡先をとりまとめ、本協議会に提出すること。

オ 広報手法

職業体験付き合同説明会の開催に当たって、来場者、出展事業者の双方に対して、効果的なツールを用いた広報を実施できるような手法を企画提案者が提案すること。

なお、次の3点のうち、2点の広報は必ず実施すること。

- ①チラシ印刷（A4判両面カラー）
- ②ポスター印刷
- ③新聞折込み広告（新聞折込み広告は対象区域を絞り込んで行ってもよいこととする。）

（2）事業者セミナーの開催

①対象者

市内事業者（人事・採用担当者及び管理者）

②内容

人手不足が顕著で高年齢者の就労に適合すると思われる業種（商業（卸売業・小売業）及び関連サービス業（宿泊業・飲食サービス業）、介護・福祉、IT・情報産業、その他市内中小事業者等）の事業者を対象とした、高年齢者雇用のノウハウを学ぶセミナーを実施すること。

セミナー内容は、業務の細分化による短時間勤務、ワークシェアなど高年齢者雇用を積極的に行っている事業者の事例紹介など、高年齢者の雇用支援となるものとし、企画提案者が提案すること。

③実施時期

企画提案者が提案すること。

※実施時期の根拠や参加事業者募集に係るロードマップを示すこと。

④実施回数

1回（セミナー時間は概ね1時間30分程度とする。）

⑤会場

企画提案者が提案すること。なお、仙台駅周辺など、市内中心部の利便性の高い会場を提案すること。

※会場については、受託者の責任と負担において確保すること。

※新型コロナウイルス感染症対策として、会場内では参加者同士のソーシャルディスタンスを確保できるよう、座席の配置、会場スペースの確保をすること。

※WEBでのセミナー参加ができるよう、必要な準備を講じること。

⑥参加料

無料とすること。

⑦上記に付帯する業務

ア 参加事業者の確保

人手不足が顕著で高齢者の就労に適合すると思われる業種（商業（卸売業・小売業）及び関連サービス業（宿泊業・飲食サービス業）、介護・福祉、IT・情報産業、その他市内中小事業者等）の事業者を中心として参加事業者の確保に向けた取組みを行うこと。

イ 広報手法

対象事業者に向けて効果的な広報となるような手法を企画提案者が提案すること。

ウ 申込受付

セミナーの開催にあたって参加事業者からの申込受付を行うこと。

エ 事業者に対する追跡調査

参加事業者に対して、セミナー実施後から事業終了までに1回以上追跡調査を行うこと。調査内容は、当該事業者の高齢者の採用者数など本事業の目標の達成度をはかることができるものとする。

(3) 情報誌の作成

①内容

高齢者を受け入れている事業者の紹介、実際に就業している高齢者へのインタビュー記事など高齢者の就労意欲を喚起し、就職活動を支援する内容を織り込んだ情報誌を作成し、配布する。

②作成部数

12,000部以上

③発行回数

1回

④仕様

- ・フルカラーとする。
- ・ページ数は表紙・裏表紙含め概ね30ページ程度とし、企画提案者が提案すること。
- ・より効果的な冊子となるように、情報誌の構成・サイズ・紙質などについては、企画提案者が提案すること。
- ・表紙を含め、イラストや写真を有効に活用し、高齢者の興味を喚起するよう工夫すること。
- ・市の施設やハローワーク等関係機関に配布するほか、高齢者に広く周知・配布するために効果的な広報手段、設置場所等を企画提案者が提案すること。
- ・高齢者を募集している事業者の求人情報を、25者程度掲載すること。事業者の求人情報については、企画提案者が集めること。
- ・掲載した求人情報の実績について、本協議会に報告すること。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本事業で作成した成果物の著作権（印刷物・原稿・データ）は、本協議会に帰属する。

(2) 成果物の提出について

受託者は以下の成果物を提出すること。

①業務報告書

業務報告書には、アンケート調査の結果及び追跡調査の結果などを盛り込むこととする。詳細については、受託後、本市と調整すること。

②参加・出展事業者名簿

職業体験付き合同説明会及びセミナーの参加事業者の出展事業者名簿を提出すること。名簿には必ず、事業者の名称、住所、電話番号、メールアドレス及び担当者名が記載されているものとする。また、名簿は電子データ(xlsx形式)で提出すること。

③来場者名簿

職業体験付き合同説明会の来場者名簿を提出すること。名簿には必ず、氏名、住所、電話番号が記載されているものとする。また、名簿は電子データ(xlsx形式)で提出すること。

④アンケート結果及び追跡調査結果の集計

アンケート結果及び追跡調査結果は、①とは別に電子データ(xlsx形式)で提出すること。

(3) 秘密の保持

- ①本協議会は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ②企画提案者は本業務に関し、本協議会から受領又は閲覧した資料等は、本協議会の了解なく公表及び使用してはならない。
- ③受託者は、本委託事業の実施状況を公表しようとするときは、事前に本協議会の承認を受けること。
- ④受託者は、本業務で知り得た本協議会及び受入先事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 その他

(1) 随時の報告及び協議

委託業務の遂行については、データや資料の提供等、本協議会に随時報告し、協議するものとする。

(2) 追跡調査の事前同意

本協議会では、職業体験付き合同説明会への出展事業者及び来場者並びに事業者セミナーへの参加事業者に対して雇用・就業等に関する追跡調査を実施することとしている。そのため、事業者及び来場者にはあらかじめ追跡調査の同意をとるものとする。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとする。

(4) 事業の中止

災害及び感染症発生等により、事業中止の判断をせざるを得ない場合については必要に応じ協議し、実施の判断をするものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症発生状況に応じて、事業実施の為に必要な対策等を講じる。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議のうえ実施するものとする。